

新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰による農業生産コストの増大により、農業経営に影響を受けている農業者を支援するため、新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する農業者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金は、前条の農業者が経営する農地の面積に応じて交付することとし、面積ごとの交付額は別表1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、申請者がピンネ農業協同組合（以下「JAピンネ」という。）の組合員である場合は、JAピンネが当該組合員の申請を代理して行う（以下「代理申請」という。）ことができる。

3 交付申請は、1農業者につき1回までとし、令和5年1月31日までに行わなければならない。

(決定通知)

第5条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定について、新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者（JAピンネが代理申請を行った場合はJAピンネ）に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付請求書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 JAピンネは、代理申請を行った申請者に補助金を支払ったときは、支払ったことを証明する書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な行為により補助金を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(証拠書類の備付け等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に関する関係書類を備え、補助金の交付の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に交付決定者である者については、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

面積	補助金額
5 ha未満	25,000円
5 ha以上10ha未満	50,000円
10ha以上15ha未満	75,000円
15ha以上20ha未満	100,000円
20ha以上25ha未満	125,000円
25ha以上30ha未満	150,000円
30ha以上35ha未満	175,000円
35ha以上40ha未満	200,000円
40ha以上45ha未満	225,000円
45ha以上50ha未満	250,000円
50ha以上55ha未満	275,000円
55ha以上	300,000円

※令和 4 年度の農地面積を対象とし、面積の判定方法は別途定める。

別記様式第1号（第4条関係）

新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付申請書（本人・代理）

年 月 日

新十津川町長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金の交付を受けたいので、新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

なお、申請内容を確認するために、私が新十津川町地域農業再生協議会に提出した経営安定所得対策に関する申請書類を、町が閲覧することに同意します。

記

補助金申請額	円
令和4年度農地面積	ha

添付書類

- 令和4年度の農地面積を確認できる書類
- その他町長が必要と認める書類

【反社会的勢力排除に係る誓約書】

次の内容について確認の上、一番下の□に誓約する旨のチェック（）を入れてください。

- 私（申請者）は、現在又は将来にわたって、新十津川町反社会的勢力排除条例第2条第1号に規定する反社会的勢力（暴力団、暴力団員その他暴力若しくは威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しません。
- 私（申請者）は、反社会的勢力が実質的に経営を支配し、又は反社会的勢力と密接な関係を有する事業者ではありません。
- この申請に係る補助金の交付は、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものではありません。
- この誓約が事実と相違することが判明した場合は、補助金の交付決定の取消し、補助金の返還命令その他いかなる措置を受けても異議を申し立てません。この場合において、当該措置により損害が生じたときは、一切私（申請者）の責任とします。
- 新十津川町が必要と認めた場合には、上記事項に関し警察その他関係機関等に照会することについて承諾します。

上記事項について誓約します。

別記様式第2号（第5条関係）

新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

新十津川町長

印

年 月 日付けで申請のありました新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金の
交付について、次のとおり通知します。

記

決定区分	交付	不交付
交付決定額	円	
不交付の理由		

別記様式第3号（第6条関係）

新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金交付請求書

年 月 日

新十津川町長 様

住所
氏名 印

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付けで交付の決定を受けた新十津川町燃油価格高騰緊急対策補助金として、請求します。

振込先

金融機関名	信用金庫 銀行 農協						店
口座種別	普通	当座	その他（ ）				
口座番号							
ふりがな							
口座名義							